

(第152回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 152 期 報 告 書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
会計監査人の監査報告書 謄本
監査役会の監査報告書 謄本

株 式 会 社

精養軒

事業報告

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果並びに対処すべき課題

当期における我が国経済は、世界経済の減速懸念から株価、為替が大きく変動するなど、未だ不透明な状況にあります。

飲食業界におきましては、単身世帯や女性雇用の増加及び高齢者の増加などにより、食の外部化が進行し、外食市場全体は安定的に推移していますが、一方で、業界内競争は一層厳しさを増しています。

このような状況下、当社は、「中期経営計画142」に従い、営業力、人材力の強化に努めて参りました。

営業力強化につきましては、レストラン部門で、TBS日曜劇場「天皇の料理番」とのコラボレーションメニュー、季節やイベントにちなんだ新メニューの開発などに力を注いで参りました。また、営業推進課による新規顧客獲得の拡大や閑散期改善に向けた積極的なセールスを展開し、集客力の強化に努めて参りました。

人材力強化につきましては、外部研修を積極的に活用し、従業員一人一人のスキル向上に努め、また、アルバイトや派遣社員の効率的な人員管理を進めて参りました。

その結果、当期の売上高は、30億4百万円（前期比：9.6%増）、経常利益は1千8百万円（前期：経常損失1億2千3百万円）、当期純利益は5億4千5百万円（前期：当期純損失1億8千5百万円）となりました。売上高を部門別に見ますと、レストランの売上高は15億9千8百万円（前期比：14.4%増）、宴会他の売上高は14億6百万円（前期比：4.5%増）となりました。

今後の見通しにつきましては、東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、更なる観光需要の拡大や、来年度の消費税増税に伴う駆け込み需要等が予想されますが、飲食業界は、引き続き厳しい競争環境が続くものと思われます。

当社といたしましては、今後も「中期経営計画142」に基づき、更なる営業力・人材力の強化に努め、「伝統と格式ある精養軒ブランドの再構築」、「質の高い料理とサービスの追求」、「安定した収益構造の確立」を目指し、競争力を蓄え、黒字の定着に努めて参ります。

今後も食の安全性と経営の健全化を図りつつ、透明性の高い情報開示を継続して参る所存でございますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 149 期 (平成25年 1 月期)	第 150 期 (平成26年 1 月期)	第 151 期 (平成27年 1 月期)	第152期(当期) (平成28年 1 月期)
売 上 高	千円 3,034,394	千円 3,023,315	千円 2,740,819	千円 3,003,512
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	千円 10,690	千円 △51,060	千円 △122,949	千円 17,824
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	千円 9,609	千円 △69,478	千円 △184,767	千円 545,217
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	円 3.69	円 △26.71	円 △71.04	円 209.64
総 資 産	千円 3,847,763	千円 3,812,201	千円 3,776,762	千円 4,344,986
純 資 産	千円 2,817,760	千円 2,766,491	千円 2,664,735	千円 3,188,731

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(3) 設備投資の状況

当期の設備投資総額は28百万円であり、主なものは上野店の工具、器具及び備品16百万円、台東店の工具、器具及び備品3百万円であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、平成27年4月20日に福島ビル株式会社の株式を一部譲渡いたしました。

(9) 主要な事業内容

当社は、フランス料理を主体としたレストラン・宴会場・結婚式場等を運営しております。

(10) 主要な営業店

営 業 店 名	所 在 地	営 業 店 名	所 在 地
上 野 東京文化会館 3 1 5 3	台東区上野公園 台東区上野公園 台東区上野公園	国立科学博物館 松 屋 東京大学附属病院	台東区上野公園 中央区銀座 文京区本郷

(11) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 子	140 名	△5 名	44.0 才	23.0 年
女 子	27	2	28.5	8.2
計又は平均	167	△3	41.5	20.6

(注) 上記従業員には、パートは含まれておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 2,600,716株（自己株式27,284株を除く。）
(2) 株 主 数 824名
(3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一般財団法人福島育英会	490,000 株	18.84 %
福島ビル株式会社	417,500	16.05
学校法人根津育英会武蔵学園	388,800	14.95
根津公一	131,672	5.06
株式会社みずほ銀行	120,000	4.61
高島和憲	75,300	2.90
サッポロビール株式会社	60,000	2.31
アサヒビール株式会社	60,000	2.31
精養軒従業員持株会	58,817	2.26
霜田俊彦	33,700	1.30

(注) 持株比率は自己株式（27,284株）を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位及び担当又は重要な兼職の状況	氏 名
取 締 役 社 長 （代表取締役）	酒 井 裕
常 務 取 締 役 （管理統括部長）	清 田 祐 司
常 務 取 締 役 （営業統括部長）	横 溝 孝 典
取 締 役 （営業部長）	加 島 利 彦
取 締 役 （総支配人）	木 村 彰 夫
取 締 役 （調理部長）	吉 田 和 男
取 締 役 （株式会社松屋 名誉会長）	古 屋 勝 彦
取 締 役 （株式会社東武百貨店 名誉会長）	根 津 公 一
常 勤 監 査 役	横 溝 良 和
監 査 役	幸 山 守
監 査 役	江 藤 史 朗

- (注) 1. 取締役古屋勝彦、根津公一の両氏は社外取締役であります。
2. 監査役幸山 守、江藤史朗の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役幸山 守氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役江藤史朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 8 名	84,280 千円（うち社外取締役 2 名	4,050 千円）
監査役 3 名	13,015 千円（うち社外監査役 2 名	5,400 千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の金額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額として18,866千円（取締役8名に対し17,443千円、監査役3名に対し1,423千円）が含まれております。
3. 取締役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1億8百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は平成19年4月26日開催の第143回定時株主総会において、年額1千8百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

取締役古屋勝彦氏は株式会社松屋の名誉会長を務めております。同社は当社の出店先であります。

取締役根津公一氏は株式会社東武百貨店の名誉会長を務めております。同社は当社の出店先であります。

2. 社外役員の主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役	古 屋 勝 彦	当期開催の取締役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外取締役	根 津 公 一	当期開催の取締役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。
社外監査役	幸 山 守	当期開催の取締役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	江 藤 史 朗	当期開催の取締役会6回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を行っております。また、当期開催の監査役会10回の全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円(注)
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査項目別の監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

当社は、平成18年7月5日開催の取締役会において決議された、「内部統制システム構築の基本方針」を平成27年12月11日開催の取締役会で一部改定を行いました。

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議などの取締役の業務執行状況については、議事録に情報を記し諸規程の整備と充実を図り、これに従って適切な保存・管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各取締役はそれぞれの担当部門に関するリスクを把握し、これを適切に管理するとともに、当該リスク管理の状況について経営会議に報告し、必要に応じて規程の制定と従業員への教育を行う。また、不測の事態が発生した場合は、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機への対応を速やかに実施し、事業への影響を最小限にとどめる体制を構築する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役会規則に従い、重要事項の決定を行う。この他に、常勤役員で構成する経営会議を開催し、取締役それぞれの役割分担を明確化して職務執行の効率性を確保する。

④ 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制

コンプライアンスの基本理念に基づき、内部統制システムの構築及び整備の充実を図るとともに、取締役及び従業員への周知・教育を行う。また、監査役はこの内部統制システムの機能と有効性を監査する。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合には、その要請に応じて担当者を置くこととする。また、当該担当者の人事は監査役の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保するものとする。

- ⑥ 監査役の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

従業員は、監査役から受けた指示に関し、監査役の職務の必要な範囲内において、取締役及び他の従業員の指揮命令は受けないものとする。

- ⑦ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は会社経営の重要事項及び事業運営上の業務執行の状況について監査役に定期的に報告する。また、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある事項が発生した場合、あるいは取締役及び従業員の不正を発見した場合は監査役に速やかに報告する。なお、監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び従業員に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いなどの請求については、協議の上、職務の執行に必要であると認められた場合、当該費用又は債務の処理に応ずる。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査役監査の環境整備の状況、監査に関する重要課題の他、会社が対処すべき課題等について意見交換する。また、監査法人及び内部統制責任者から、それぞれ会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について適宜情報交換を行う。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社会の秩序や健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針とし、反社会的勢力からの不当な要求に対しては組織的に毅然とした対応を行う。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

取締役は、「取締役会規則」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等に則り、取締役の役割分担を明確にし、効率的な職務執行と重要事項の決定を行いました。また、「定款」、各会則及び「文書管理規程」に基づき、取締役の執行状況について各議事録の作成と適切な保管を行っております。さらに「株式会社精養軒行動規範」を通じて、取締役と従業員に対するコンプライアンス意識の周知徹底と、内部統制システムの充実を図りました。また、監査役及び内部監査室が当該システムの有効性について精査いたしました。

② 監査役の職務の執行について

監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に参加し、代表取締役及び各取締役より業務執行の状況や会社経営の重要事項について報告を受けております。また、四半期毎に監査法人及び内部統制責任者と定期的に会合を持ち、会計監査内容及び内部統制の構築・整備状況について情報交換を行っております。さらに、「内部通報制度規程」により、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年1月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,874,899,120^円	流 動 負 債	386,491,443^円
現 金 及 び 預 金	1,689,554,970	買 掛 金	57,785,244
売 掛 金	103,430,246	未 払 金	127,574,345
原 材 料	24,193,614	リ ー ス 債 務	5,808,000
貯 蔵 品	22,169,499	未 払 費 用	50,802,573
前 払 費 用	36,353,703	未 払 法 人 税 等	56,190,262
そ の 他	97,088	未 払 消 費 税 等	37,911,100
貸 倒 引 当 金	△900,000	預 り 金	20,419,919
固 定 資 産	2,470,086,964	賞 与 引 当 金	30,000,000
有形固定資産	1,206,155,801	固 定 負 債	769,763,204
建 物	531,131,267	リ ー ス 債 務	7,891,900
構 築 物	8,220,689	退 職 給 付 引 当 金	505,660,432
機 械 及 び 装 置	9,345,750	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	125,790,000
工 具、器 具 及 び 備 品	48,758,989	繰 延 税 金 負 債	123,957,872
土 地	603,189,106	そ の 他	6,463,000
リ ー ス 資 産	5,510,000	負 債 合 計	1,156,254,647
無形固定資産	6,099,462	純 資 産 の 部	
借 地 権	1,512,235	株 主 資 本	2,906,294,627^円
電 話 加 入 権	511,060	資 本 金	131,400,000
ソ フ ト ウ ェ ア	4,076,167	資 本 剰 余 金	4,330,109
投資その他の資産	1,257,831,701	資 本 準 備 金	4,330,109
投 資 有 価 証 券	1,192,404,455	利 益 剰 余 金	2,791,128,519
出 資 金	11,000,000	利 益 準 備 金	32,850,000
長 期 前 払 費 用	2,805,726	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,758,278,519
差 入 保 証 金	51,621,520	別 途 積 立 金	2,180,000,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	578,278,519
		自 己 株 式	△20,564,001
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	282,436,810
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	282,436,810
		純 資 産 合 計	3,188,731,437
資 産 合 計	4,344,986,084	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,344,986,084

損 益 計 算 書

（平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで）

科 目	金 額
売 上 高	3,003,511,933 ^円
売 上 原 価	1,244,213,243
売 上 総 利 益	1,759,298,690
販売費及び一般管理費	1,757,675,060
営 業 利 益	1,623,630
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	470,892
有 価 証 券 利 息	401,871
受 取 配 当 金	9,195,152
雑 収 入	6,132,845
経 常 利 益	17,824,390
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	658,593,355
固 定 資 産 売 却 益	9,259
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	854,376
減 損 損 失	78,755,935
税 引 前 当 期 純 利 益	596,816,693
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	51,600,000
当 期 純 利 益	545,216,693

株主資本等変動計算書

(平成27年2月1日から
平成28年1月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益剰余金
	円	円	円	円	円
平成27年2月1日残高	131,400,000	4,330,109	32,850,000	2,180,000,000	40,864,208
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△7,802,382
当 期 純 利 益					545,216,693
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	537,414,311
平成28年1月31日残高	131,400,000	4,330,109	32,850,000	2,180,000,000	578,278,519

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純資産合計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
	利益剰余金合計				
	円	円	円	円	円
平成27年2月1日残高	2,253,714,208	△20,507,919	2,368,936,398	295,798,239	2,664,734,637
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△7,802,382		△7,802,382		△7,802,382
当 期 純 利 益	545,216,693		545,216,693		545,216,693
自己株式の取得		△56,082	△56,082		△56,082
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				△13,361,429	△13,361,429
当 期 変 動 額 合 計	537,414,311	△56,082	537,358,229	△13,361,429	523,996,800
平成28年1月31日残高	2,791,128,519	△20,564,001	2,906,294,627	282,436,810	3,188,731,437

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② その他有価証券

時 価 の あ る も の 決算末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

時 価 の な い も の 移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

原材料、貯蔵品は先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。また、耐用年数及び残存価額は法人税法の規定と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。また、耐用年数は法人税法の規定と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸 倒 引 当 金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞 与 引 当 金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度分を計上しております。

③ 退 職 給 付 引 当 金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務は簡便法に基づき計算しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

2,304,087,980円

3. 損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において当社は、以下の減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類	減 損 損 失 (円)
東 京 都 他	店 舗	建 物	59,180,472
		工具、器具及び備品	9,351,563
		リ ー ス 資 産	10,223,900
合 計			78,755,935

資産のグルーピングについては営業店を基本単位として、また、賃貸資産については物件単位毎にグルーピングしております。このうち閉鎖が確定した資産グループ及び営業活動から生じる損益が継続してマイナスである資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。なお、当資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。建物、工具、器具及び備品、リース資産については他店への転用、売却が困難であるため、正味売却価額を零円としております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数

普通株式 2,628,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 27,284株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成27年4月28日開催の第151回定時株主総会決議において次のとおり決議しております。

- ・株 式 の 種 類 普通株式
- ・配 当 金 の 総 額 7,802,382円
- ・1株当たり配当金額 3円
- ・基 準 日 平成27年1月31日
- ・効 力 発 生 日 平成27年4月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

平成28年4月27日開催の第152回定時株主総会決議において次のとおり付議いたします。

- ・株 式 の 種 類 普通株式
- ・配 当 の 原 資 利益剰余金
- ・配 当 金 の 総 額 7,802,148円
- ・1株当たり配当金額 3円
- ・基 準 日 平成28年1月31日
- ・効 力 発 生 日 平成28年4月28日

5. リース取引関係に関する注記

ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

・有形固定資産

主として、上野店における、電話交換設備（「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約上に残存価額保証の取り決めがある場合は、当該残存保証額）とする定額法を採用しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っており、銀行等金融機関からの借入による資金を調達していません。

一時的な余剰資金は、資産の保全を第一とし、比較的安全性の高い預金で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスクの管理

営業債権については、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

ロ. 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を確認しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年1月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表に含まれておりません（(注)2.をご参照ください。）。

種 類	貸借対照表計上額 (円)	時 価 (円)	差 額 (円)
(1) 現金及び預金	1,689,554,970	1,689,554,970	-
(2) 投資有価証券	1,065,525,700	1,066,348,164	822,464
資産計	2,755,080,670	2,755,903,134	822,464

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「7. 有価証券に関する注記」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (円)
非上場株式	126,878,755

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、金融商品の時価等に関する事項に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (円)	1年超5年以内 (円)	5年超10年以内 (円)	10年超 (円)
現金及び預金	1,689,554,970	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的の 債券（公社債）	-	500,000,000	-	-
合計	1,689,554,970	500,000,000	-	-

7. 有価証券に関する注記

(1) 満期保有目的の債券

区 分		貸借対照表 計上額(円)	時価(円)	差額(円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債・地方債等	300,000,000	300,600,000	600,000
	社債	200,637,536	200,860,000	222,464
	小計	500,637,536	501,460,000	822,464
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		500,637,536	501,460,000	822,464

(2) その他有価証券

区 分		取得原価(円)	貸借対照表 計上額(円)	差額(円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	158,493,482	564,888,164	406,394,682
	小計	158,493,482	564,888,164	406,394,682
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		158,493,482	564,888,164	406,394,682

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額126,878,755円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含まれておりません。

(3) 売却したその他有価証券

区 分	売却額(円)	売却益の合計額(円)	売却損の合計額(円)
株式	924, 205, 600	658, 593, 355	－

(4) 減損を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して個別銘柄ごとに、帳簿価額との乖離状況等保有有価証券の時価水準を把握するとともに総合的に判断しております。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の企業年金制度を設けており、給与と勤務期間に基づいた一時金または年金を支給しております。なお、当社が所有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 退職給付債務に関する事項

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整額

退職給付引当金の期首残高	496, 304, 589円
退職給付費用	34, 097, 993円
退職給付の支払額	△15, 327, 150円
制度への拠出	△9, 415, 000円
退職給付引当金の期末残高	505, 660, 432円

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整額

積立型制度の退職給付債務	614, 182, 420円
年金資産	△108, 521, 988円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	505, 660, 432円

退職給付引当金	505, 660, 432円
貸借対照表に計上された 負債と資産の純額	505, 660, 432円

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	34, 097, 993円
----------------	---------------

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	163,530,584円
税務上の繰越欠損金	145,570,914 "
役員退職慰労引当金	40,680,486 "
投資有価証券評価損	35,149,180 "
賞与引当金	9,930,000 "
減損損失	42,375,718 "
貸倒引当金	243,357 "
その他	11,341,815 "
繰延税金資産小計	448,822,054円
評価性引当額	△448,822,054 "
繰延税金資産合計	-円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	123,957,872円
繰延税金負債合計	123,957,872円
繰延税金負債の純額	123,957,872円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3%
住民税均等割等	0.3%
評価性引当額増減額	3.7%
税額控除	△31.2%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	8.6%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に、「東京都都税条例及び東京都都税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」（平成27年東京都条例第93号）が平成27年4月1日にそれぞれ公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年2月1日から平成29年1月31日までに解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から33.10%に、平成29年2月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.64%から32.34%になっております。

なお、この税率変更による損益に与える影響はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、東京都その他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。平成28年1月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は20,744,349円（賃貸収益は売上高に、主な費用は売上原価に計上）であります。賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は、以下のとおりであります。

貸借対照表計上額			決算日における時価 (円)
当事業年度期首残高 (円)	当事業年度増減額 (円)	当事業年度末残高 (円)	
605,931,210	△631,190	605,300,020	2,254,245,325

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

決算日における時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

11. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,226円10銭
(2) 1株当たり当期純利益	209円64銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 3 月10日

株式会社精養軒
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 厚 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 成 島 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社精養軒の平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第152期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第152期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月11日

株式会社 精 養 軒 監査役会

常勤監査役 横 溝 良 和 ㊞

社外監査役 幸 山 守 ㊞

社外監査役 江 藤 史 朗 ㊞

以 上

本 社	東京都台東区上野公園 4—58	0 3 (3821) 2 1 8 1 代 表
営 業 店		
上 野	東京都台東区上野公園 4—58	0 3 (3821) 2 1 8 1
国立科学博物館	東京都台東区上野公園 7—20	0 3 (3827) 2 0 8 0
東京文化会館	東京都台東区上野公園 5—45	0 3 (3821) 9 1 5 1
3 1 5 3	東京都台東区上野公園 1—57	0 3 (3832) 3 1 5 3
松 屋	東京都中央区銀座 3—6—1	0 3 (3567) 4 9 0 8
台 東	東京都台東区花川戸 2—6—5	0 3 (3842) 0 7 7 1
東京大学附属病院	東京都文京区本郷 7—3—1	0 3 (5842) 8 2 6 1
大 岡 山	東京都目黒区大岡山 2—12—1	0 3 (5754) 4 3 5 1
船 橋	千葉県船橋市本町 7—1—1	0 4 7 (424) 7 2 2 3
市 川	千葉県市川市中山 1—16—2	0 4 7 (318) 0 5 5 8

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主メモ

事業年度	毎年2月1日から翌年1月31日まで
定時株主総会	4月
1単元の株式数	100株
配当金受領株主確定日	期末配当 1月31日
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
お手続き お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324（フリーダイヤル）
上場証券取引所	東京証券取引所（JASDAQスタンダード）
公告方法	電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 (公告掲載URL http://www.seiyoken.co.jp)

【株式事務に関するご案内】

● 証券会社でお取引をされている株主様

お手続き お問い合わせ先	お取引のある証券会社
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等

● 特別口座に記録されている株主様

特別口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
お手続き お問い合わせ先	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 ＜株式に関するお問い合わせ＞ TEL. 0120-232-711（フリーダイヤル）
お取扱店	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
お手続き内容	住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受取り方法のご指定、相続に伴うお手続き等
特別口座での 留意事項	特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社にお取引の口座を開設し株式の振替手続を行う必要があります。

※未払配当金の支払い、支払明細等の発行に関するお手続きは当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行）が承ります。

お手続き お問い合わせ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-288-324（フリーダイヤル）
お取扱店	みずほ信託銀行株式会社 本店及び全国各支店 みずほ証券株式会社 本店及び全国各支店 株式会社みずほ銀行 本店及び全国各支店 ※ 株式会社みずほ銀行は未払配当金の支払いのみ承ります。